

市街化調整区域の「自己用住宅等」許可基準(概要)

この表は、「茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例」及び茨城県開発審査会付議基準（市街化調整区域における開発許可・建築許可基準）の中から、自己用住宅等の代表的なものについて、許可基準の概要を示したものです。
 条例には、1号から8号、付議基準には、提案基準1～12、包括承認基準1～19の各基準があります。詳しくは、[茨城県宅地開発関係資料集に掲載されておりますので、ご参照ください。](#)

(平成30年6月7日現在)

要件等 条例等 (番号)	適用の範囲等	住宅を必要とする理由等	申請者の資格等	申請土地の要件 (取得状況等)	予定建築物の用途	予定建築物の規模	土地の面積	備考
条例6条1項3号 (既存集落)	概ね50戸以上の建築物(住宅)が70m未満の敷地間隔で建ち並んでいる(連担している)集落内の自己用住宅 ※当該集落は、自然的条件及び社会的条件に照らして独立した一体的な日常生活圏を構成していること ・概ね50戸とは40戸が下限 ・連担は、市街化区域への連担でもよいが、同一市町村内が原則	次のいずれかに該当すること <input type="checkbox"/> 結婚による独立 <input type="checkbox"/> 定年・退職・転勤等により転居 <input type="checkbox"/> 現住居が過密・狭小・被災・立ち退き・借家等 <input type="checkbox"/> 疾病等による転居 <input type="checkbox"/> Uターン等 <input type="checkbox"/> その他	通勤可能地(原則2時間以内)で次のいずれか <input type="checkbox"/> 右の土地所有者 <input type="checkbox"/> 出身者(次のいずれかに該当する者) ・線引日以前に申請地と同一大字内又は隣接大字内に本籍又は住所を有していた者 ・上記に該当する者の血族2親等又は姻族1親等以内の者 ・申請地と同一大字内又は隣接大字内に10年以上都市計画法に違反しないで住んでいる者、もしくはは住んでいた者 <input type="checkbox"/> 右の土地所有者 ※親族とは、申請者からみて血族6親等姻族3親等以内者(民法第725号による親族)	<input type="checkbox"/> 線引日以前から所有する土地 <input type="checkbox"/> 所有している土地又は取得する土地 <input type="checkbox"/> 線引日前から所有していた親族からの相続・贈与・売買により取得した土地又は取得する土地 <input type="checkbox"/> 上記土地の代替地として次のいずれかにより取得した土地 ・既存集落内に該当地がないため線引日前からの所有者と交換 ・法的に建築不可能地のため交換 ・公共事業により建築することが事実上不可能になり、その代替地として取得	自己の居住のための一戸建専用住宅 (自己用住宅)	延べ面積 概ね200㎡以下 高さ10m以下	概ね200(165)㎡以上500㎡以下 ()内は首都圏近郊整備地帯の場合 ・守谷市は最低敷地面積300㎡以上の制限有り	首都圏近郊整備地帯 ・龍ヶ崎市 ・取手市 ・牛久市 ・守谷市 ・つくばみらい市 ・利根町
条例6条1項4号 (小規模既存集落)	現に6戸以上の建築物(住宅)が70m未満の敷地間隔で建ち並んでいる集落(小規模既存集落)内の自己用住宅 ※当該集落は、線引日以前から既存の集落形態を有し、かつ、周辺が農業振興上開発が制限される等スプロール化の恐れのない独立した集落であること	条例6条1項3号(既存集落)に同じ	次のいずれか <input type="checkbox"/> 線引日前に当該集落内に本籍又は住所を有していた者 <input type="checkbox"/> 上記の者の血族2親等又は姻族1親等以内の者	当該小規模既存集落内に存し、次のいずれか <input type="checkbox"/> 申請者が所有している土地 <input type="checkbox"/> 申請者が取得する土地	自己の居住のための一戸建専用住宅	延べ面積 概ね200㎡以下 高さ10m以下	概ね200㎡(165)以上500㎡以下 ・守谷市は最低敷地面積300㎡以上の制限有り	()内は首都圏近郊整備地帯の場合
条例6条1項5号 (世帯分離)	現住宅の敷地内又は隣接地に世帯分離する場合の自己用住宅 ※現住宅は、線引日に既に存していたか、線引日以後都市計画法の開発許可又は建築許可を得て建築したものであること	現在又は過去に世帯主と同居及び生計を一にしている親族の者が居住するため	世帯主と同居及び生計を一にする親族(過去において、当該世帯主と同居及び生計を一にしていた親族を含む)	次のいずれか <input type="checkbox"/> 現在の敷地の一部を利用(敷地分割) <input type="checkbox"/> 現在の敷地の隣接地で、世帯主又は世帯員が所有している土地又は取得する土地	自己の居住のための一戸建専用住宅	延べ面積 概ね200㎡以下 高さ10m以下	概ね200(165)㎡以上500㎡以下 ・既存住宅の敷地内の場合はこの限りでない	()内は首都圏近郊整備地帯の場合
条例6条1項6号 (敷地増)	線引時に既に存していた自己用住宅又は線引日以後都市計画法の開発又は建築許可を得て建築した自己用住宅で敷地を拡大する場合	建て替え等又は付属建築物の計画に際し、敷地が狭小で駐車場の確保が困難、法令に抵触する等のため	線引時に存していた住宅 …世帯主又は世帯員 線引日以後許可を得て建築した住宅 …当該許可を得た者又は当該住宅を相続した者	拡張を計画する土地は、従前の敷地に接し、かつ次のいずれか <input type="checkbox"/> 申請者又は同居の親族が所有している土地 <input type="checkbox"/> 申請者又は同居の親族が取得する土地	自己の居住のための一戸建専用住宅		拡張後の敷地面積は概ね500㎡を限度とする	
条例6条1項7号 (道路位置指定内)	概ね50以上の建築物が70m未満の敷地間隔で連担している集落内にあり、線引きの日前に建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置指定を受けた区域内の敷地	—	—	—	一戸建ての専用住宅	高さ10m以下	概ね200㎡以上 ・位置指定を受けた時点で予定地が区画された宅地として計画されている場合はこの限りではない	
包括承認基準18 (線引前宅地)	次のいずれか <input type="checkbox"/> 市街化区域に隣接、近接し、50以上の建築物が連たんする集落内で、登記簿の地目が線引き日前から継続して宅地 <input type="checkbox"/> 法改正前の43条1項6号口の確認を受けたもの	—	—	次のいずれにも該当する土地 <input type="checkbox"/> 建築基準法42条1項の道路に面する(自己の居住のための一戸建専用住宅は除く) <input type="checkbox"/> 排水が敷地外へ放流できる(自己の居住のための一戸建専用住宅は除く)	一戸建住宅(1種低層専用地域で認められる兼用住宅も可)	高さ10m以下	300㎡以上(法以前の既存敷地緩和有り)	・建ぺい率60% ・容積率200%
34条第11号、同条第12号の区域指定	指定された区域内(H30.6.7現在)阿見町	—	—	<input type="checkbox"/> 排水は原則敷地外放流	住宅 ※その他の用途も集落の種類によって一部可(詳細は基準参照)	高さ10m以下	300㎡以上(法以前の既存敷地緩和有り)	・建ぺい率60% ・容積率200%